第１０回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２４年１１月２９日（火）　午後１時３０分～午後４時３０分
２．場　所　　鳥取市役所本庁舎４階第２会議室
３．出席者
（委員）上山弘子会長、一盛真委員、今度珠美委員、小谷喜典委員、坂根政代委員、
田中くに枝委員、徳本秀雄委員、藤田和子委員、松井満洲男委員、
森田孝明委員、山本誠代委員、委員１１名　サポーター１名出席
※欠席：木下義臣副会長、池本道子委員、鄭　泰英委員、吉田裕治委員　４名
（鳥取市）人権政策監兼人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課係長、
人権推進課係長、人権推進課主任　５名
４．協議事項
（１）鳥取市人権施策基本方針改訂答申案について
・第４章の部会とりまとめ
・はじめに～第３章について
（２）その他

会長　　皆さん、こんにちは。この協議会も今日は第 10 回目なりました。皆さんにたくさんのご協議をいただき、だいたいのかたちができてきていると認識しております。今日は第４章の残りのところをさせていただいて、また第１章～第３章までを皆さんと一緒に協議をしていきたいと思います。できれば今日でと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の出席確認を事務局お願いします。

事務局　　欠席連絡を受けておりますのが委員４名です。過半数を超えていますので協議会としては成立いたします。

会長　　それでは、早速協議に入りたいと思います。まず、前回、宿題があり、子どもの人権問題のところです。ここで鳥取市要保護児童対策地域協議会という名前が出てきましたが、これはどういう組織なのかということで、問い合わせがあったと思っております。これについて事務局説明をお願いします。

事務局　　資料１です。子ども家庭支援室が担当です。要保護児童対策地域協議会は、委員からご質問があり、資料として提出しています。目的は児童虐待等に対応するために保護を必要とする子どもとその保護者等に対して関係機関が連携を図りながら、情報交換と必要な支援を行うための協議会です。先回の話では発達障害という話でしたけども、児童虐待が中心ということでございます。それで、フロー図がありますが、虐待の通報がありましたら、相談が子ども発達・家庭支援センターに入り、そこから児童相談所とも連携しながら個別支援会議、実務者会議、代表者会議で対応を行うものです。メンバーは、医師会、弁護士会、警察、民

生児童委員協議会、私立幼稚園、社会福祉協議会、教育委員会、保育所等です。それぞれの個別支援会議、実務者会議、代表者会議でケース毎に対応するということです。趣旨としては、児童虐待等に対応するものです。これは児童福祉法に規定されていて、各市町村は協議会を設置することになっています。先回の協議会の話の発達障害とは違うということです。前回の宿題としては以上です。

会長　　それでは、この協議会については、この説明でよろしいでしょうか。これについては 19 ページのところにこの協議会の名前が出てきているという質問でした。それでは、次に移りたいと思います。次に第４章の部落問題についてということの修正を、委員から出ているようですので、それについて簡単にご説明をいただけないでしょうか。資料の２です。

事務局　　事務局から資料２として提出しています。左側が先回の話の中から、委員から修正をいただいたものです。１ページはアンダーライン引いておりますけども、右側の方が、委員が出された修正案に対して事務局として改めて修正した部分で、左側と右側と比べて１ページは変更ありません。２ページ目が、左側が、委員がＡ３と比較して事務局再提出に対して変えられたところがアンダーラインになっております。それで、右側がそれを改めて説明のところに事務局として理由を付け加えた上で左側に提示させていただいています。

会長　　それでは、１ページ目は、変更はないということで、委員の意見でどうでしょうか。

委員　　１ページ目については、先回、意見を踏まえて状況を変えたというところですので、たぶん皆さんそんなに相違はないと思いますが、２のところ、２ページ目です。前回は、事務局案でしたら〇で示してある施策を示す部分です。大ざっぱな括りだったものを、表現を少しきめ細かくしたというのが私の意見です。ただ、それについて事務局修正案ということがあるので、実際その説明をお願いします。

会長　　どこが修正かというところの説明をお願いします。

事務局　　２ページ目の〇が２つ目のところです。委員で具体的に起きている差別事件や人権侵害に対する対応の研究を進めますというところがあり、具体的に何を指されるのか分からなかったものですから、確認したいということです。それから３番目は、２行目の重要な役割を持ちます、の次の人権福祉センターの相談事業はもちろんのこと、鳥取市としての相談体制の確立や相談員の人材育成等を行います、の部分は、３章の（４）で書いていますのでここは削除ではどうだろうかということと、上から１、２、３、４、５つ目の〇の差別や人権侵害の防止に向けた関係機関との協議や国に対する要望も行っていきます、の部分は３章の１で対応することと、国に対する要望は市町村が県とともに要望を行いますので、その部分は必要でないのではないかということです。

それから一番下の〇は、またのところから、右側の下から２番目のまたのところは３章の

３のところで同じことをいっているので、そこの部分はいらないのではないかということの修正をお願いできたらということです。

会長　　事務局から今、説明がありました。まず、２ページ目です。１ページ目は、ご異論はないかと思いますが、具体的に何を指すのか、○の２つ目の部分です。これについては。

委員　　具体的に表現がよくなかったかもしれませんが、実際に起きているというふうに取っていただいたらいいかもしれません。どういう表現にしたらいいでしょうか。実際惹起しているとか、実際起きているというような、そういう意味合いのことを言いたかったのです。

会長　　この具体的に何を指すのかというのは、おそらくその対応の研究を進めますというところも含めて、何を、何が、何なのかというところだと思うのですが、この辺はもう少し詳しくご説明がいただけますか。

委員　　何章だったでしょうか。実際、協議会が 10 回も重なるとどこで話をしたのかが、私自身も整理ができてなくて、申し訳ありません。この差別事件への対応では、実際本当にどういうふうにしていくのがいいだろうかという、実際私自身が提案した中では、この社会づくり協議会でもその対応等の研究をすべきだとか含めて出したと思うのですが、それが社会づくり協議会でいいのかどうなのかという意見もいただいたと思います。そういうことを踏まえてどうしたらいいのかというところで、私自身も迷いがあります。これだという意見ではないのですが、でもそういう対応機関というか、対応をする実際の行動ができるというか、そういったものが必要ではないかというところです。ただ、そこに行き着かないという状況であれば、そういうことをどういうふうにしていったらいいのか。そういう研究を進めていかないといけないという思いでここは書いたところです。多分ここが、私は部落問題というところで書きましたが、実際はインターネット上で起きている差別や人権侵害に対する問題の提起というか、それと類するところだと思います。

会長　　今のご発言の部分をどうしましょう。対応の研究というところ、文言を変えないと分かりにくいという気がするのですが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。どうでしょうか。何か適当なご意見はございませんか。もしこのままでいいということであれば、それでいけるのですが。

委員　　その狙いとしているのは、例えば解決策の研究というかな、そういうことなのだろうと、具体的に言うと。大きく言えば解決策なのかな。

委員　　大きく言えば解決策なのですが、解決策というと啓発もあったり、例えば実態の改善もあったり、さまざまなのですが、その差別事件ということに対して協議する場所さえ今のところは存在してない。よく市民から見たら分からないし、具体的にどういうことが行われてい

るのか、そのことについて、それ自身も見えてないという状況だと思うのです。そのことが何とかしたいということで言ったのですけどね。

委員　　この件、委員さんもいっておられた。

委員　　そうですよね。ただそういうふうでいいのかどうなのかというのは協議してもらわないと分からないのですけど。

委員　　対応の仕方というようなことでいいのか、それは、狙いは。どう対応するかというようなところですね。

委員　　実際は、対応を分析し、そういう機関を設けないといけないということだと思うのです。一番初めは分析しないと対応ができませんので。そういう協議機関を設けるべきだというふうに思っているのだけど。

委員　　では、言い方を変える必要があります。

委員　　会長さん、いい案を出してください。

委員　　これはイメージとしてどう捉えていいか今考え中なのですが、例えば今日資料１で出してくださった要保護児童についての協議会というのがありますが、例えばこんなふうにネットワークというのをどう考えていいか分からないのですが、目的としては、何かあったときに誰が受けて、どこで協議して、どんなメンバーが入って、例えば必要な対策ですとか、支援もあるかもしれませんし、そういうものを行う機関というようなイメージで捉えたらいいのかなと今思っているところなのですが。委員の出されたときの狙いというのを、そのようなものと考えてもいいのですか。

委員　　そうですね。イメージとしてはそうですが、そこが例えば差別事件や人権侵害というところに対して、私の提起はそういう意味です。というのは社会づくり協議会という組織自身が、委員が言われたようなイメージされている私は組織だと思っているのです。今は人権施策基本方針の策定委員会ですが、ここの場所は。ですが、社会づくり協議会そのものは、まさに人権施策のいろんな課題とか含めて、それをどうしていくのかということを考える組織ですよね。市長の諮問によって。それが人権尊重の社会づくり協議会の役割だと思うのです。それで、差別や人権侵害とか、またはインターネット上で起きた人権侵害等に、どう対応するかという具体的なものがないのです。イメージするのはそういうものなのだけれど、差別や人権侵害ということに特化したというか、そういうものですね。

委員　　そうなると１つの案としては、この今開いている協議会そのものにそういった機能を多少

なりとも持たせるというようにどこかで明言すれば実現できるかとも思いますが、その辺は、皆さんはどうですか。

会長　　具体的な対応機関としてこの協議会が機能するのかどうなのかというところの話まで、今行っていると思っているのですが。

委員　　事務局さん、どうですか。第３章の総論のところにこういう部類が入っていますか。

事務局　　例えば企業とかで差別発言があった時の場合、どういう対応をするかといいますと、通報があると人権推進課も当事者に事実確認するわけです。それで解放同盟にもお知らせをした上で事情を聞いて事実の確認をする。落書きの場合は、それを確認し、施設管理者に対して対処していただく、消す作業を。そういう対応をしています。それで、このことは県に対しても報告をしている。それを明文化したものはないので、そういう意味で３章には、市が対応する部分という意味では、相談と啓発の部分が特に人権推進課でありまして、それを３章のところで相談機能強化とか、各機関等の連携の部分があります。人権侵害という部分だったら今度は人権擁護委員とか法務局とか、そういった制度もあります。それを改めて、例えばさっき資料１で説明したところは、法律にきちんと書いてあり、市町村が設置しなさいというふうな枠組みの中で動いております。それで、いわゆるこの人権侵害とか、あるいは同和問題、部落差別ついてはそういった資料１に対応するような法的なものというのはないといえばないのですけども、制度的には、先程言った枠組みというのは、そういったところのことをおっしゃっているのかなという気がしています。では、市としてはどう対応するかという部分については、３章のところの施策の基本方針ということで、相談体制を強化して各機関と連携して人材を育成して、さらにそういったことを推進するというところです。

それで、協議会としては、市長の附属機関ですから人権侵害とか差別事象それぞれ扱うというような協議会を想定してないと解釈しています。

人権侵害や差別事象を研究は、鳥取市の外郭団体として人権情報センターで、研究をしていると思っています。協議会としては、違うのではないかと思っているところです。

会長　　委員。

委員　　分かりました。社会づくり協議会とはそういうことの事案までは附託をしないということの方針を持っていますというのが今の事務局の説明ですね。

事務局　　はい。

委員　　事務局の説明ですね。では、第３章に書いてありますかという私の質問については、明文化はしていないけれど、実際相談等での対応とか含めて、そこの中に含まった文言でしているつもりだと。こういうふうなことだったというようなことで受け止めてよろしいですか。

事務局　　そうですね、現状と課題のところに。

委員　　では、私は今のところでは、今のその提案は削除しますが、第３章のところでの文章修正ということで、また提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長　　はい。

委員　　実際は第３章の１の１、ページで言うと 36 分の６のところ、６ページになります。人権擁護の推進についてというところで修正案を出したいと思いますので、今のところは削除で結構です。はい。

会長　　はい、それでは今のところで、人権擁護のところでもう一度。

委員　　はい。

会長　　意見をということですので、具体的に起きているというところについては削除ということで、よろしいですね。

委員　　はい。

会長　　はい、ありがとうございます。その次の文章ですね、そうしましたら、次に、人権福祉センターの相談事業はもちろんのこと、鳥取市としてのというところを削除というところも事務局案が出ておりますが。

委員　　それで４のところに人権福祉センターという言葉がきます。まずは人権がらみについては相談の軸にくると言うか、またそれが一言入っているといいような気がするのです。あまり庁内でも、市役所内でもあまりこれに関しては認識が弱いのかなと思っています。実は鳥取市の今年度の生活の手引きという毎年出る大きな冊子、あれの相談業務を見ました。そうしたら人権福祉センターの相談業務が書いてないのです。抜けていました。そう意味ではそういうところできちっと明記してもらいたいと思います。

会長　　それぞれ個々の人権の問題を取り上げてきたときに、先程子どものところでありましたが、要保護児童対策地域協議会という名前が出てきたというところもありますので、もし出せるものがあれば出すという方向の方が良いのではないかという気がするのですが。その方が市民にとっては分かりやすい施策になるのではないかと思いますが。人権福祉センターというのは。

事務局　　人権福祉センターは下の方にも相談事業を書いています。

会長　　そうですね。

事務局　　それで、重複がしているのではないかということで、先程の説明したのですけども。

会長　　そういうことですか。下の段にあります。では、下にあるということで、ここは削除させてもらってもいいでしょうか。今見ているのは資料２の方を見ています。

委員　　人権福祉センターを部落問題のところに入れるというのは、古い方針でありまして、もう少しそれをトータルに部落問題を軸にしながら、市民全域に亘る、市内全域に亘る人権問題を取り扱う部局に、私は変わったというふうに理解していますので、そういう意味ではこの推進体制のところに入れるのが筋だと。

事務局　　総論の方に。

委員　　はい。

事務局　　３章の方の。

委員　　はい。

会長　　３章の方に。

委員　　私は３章に入れたらいいというように思いますけど、ただ委員が言うように古くはないのです。基本的課題として人権福祉センターという名前は変わりましたけれど、基本理念は変わってはないのです。対象エリアを広げておりますから第３章で結構です。ただし、人権福祉センターという名前は変わりましたけれど隣保館の位置づけには国の運営上は変わってないのです。そういった意味で言うと基本理念、基本課題は自ずと同和問題というアドがついているのですね。そういうことが言いたかったのです。いいです。第３章に入れていただいて。

委員　　そうですね。現実に今扱っている部分、広い。

会長　　どうでしょうか。人権福祉センターという言葉については、第３章の方の取組みの方で、４の２。

事務局　　そうですね。

会長　　相談機能強化の取組みの方。

事務局　　人権福祉センターをはじめみたいなことで、そういうところにそういう文言をこの中に入れさせていただきたいと思います。どこに入れるかは、４のところに。

会長　　ということになりますと、資料２の方を今見ていただいていますが、その相談事業をという〇の３つ目のところですね。これについての削除については皆さん同意していただけますか。

委員　　はい、いいです。

会長　　はい。それと、次の全文削除のところですね。差別や人権侵害防止に向けたというところについてはどうでしょうか。これは、３章の１に対応しているということのご説明がありました。３章の１の方で国・県等の関係機関等との緊密な連携によるというこの文章があるから削除をするという話でいいですね。

委員　　いいですよ、私は。

会長　　いいですか。ご意見がないようですが、削除させていただいていいですか。次にいかせてもらっていいですか。

委員　　いいですよ。

会長　　最後の〇ですね。ここに人権福祉センターの相談事業というのが改めて出てきているのですが、これについても、どうしましょうね。

委員　　これは全体的な表現なのです。

会長　　ですね。

委員　　それで、ここに第３章の３で対応しているので、また以降は削除したらどうでしょうかという説明等の欄にありますが、ちょっと違っていると思っているのです。あえて書いた意味合いというのは何かと言うと、３章の３では、例えば職員を対象にとか含めてありますよね。

会長　　人権福祉センターのところですね。

委員　　それでもう１つは、ここの人権福祉センターの、と書いてあるのは何かというと、ただ人権福祉センターそのものは、相談を受けるだけではなく反差別、人権という観点で取組む団体や人材の育成を図るべきだと思うのです。それで、さまざまな研修等を行われてはおりますが、こう市民団体を育成するという役割も持っていると思うのです。そういう意味合いで、

私は必要なものだということでここに書き込みました。

委員　　それに付随してなのですが。

会長　　はい。

委員　　最初、この最後の〇を読んだときに、この人権福祉センターがどこにかかるかと思ったら相談事業をするという、相談事業をする人権福祉センターというふうに読んでしまいました。他の人も、もしかしたらそのように読み込むかもしれないですので。

委員　　表現を変えた方がいい。

委員　　表現を変えて、この相談事業、地域交流事業、地域福祉事業を充実し、その部落問題を初めとする差別の解消やその問題に取組む団体も支援するというのを全部がこの人権福祉センターの事業として表しているのであれば、表現変えてもらった方がいいと思います。何て変えたらいいのでしょうか。中身を取って事業を充実し、とした方がいいということでしょうか。

委員　　相談事業だけ、しているのかなと思って。

委員　　いや、相談事業だけじゃないですよ。

委員　　例えば、人権福祉センターは、という言い方の方が分かりやすくないですか。どうでしょう。

委員　　文章を言ってもらった方がより分かりますね。

委員　　人権福祉センターでは、としたらどうでしょうか。人権福祉センターでは相談事業、地域交流事業、地域福祉事業を充実し以下は同文。

委員　　今も行っているのですよね。ならば、人権福祉センターで行っている相談事業、地域交流事業、地域福祉事業をさらに充実させの方がいいかもしれませんね。

委員　　人権福祉センターで行っている相談事業、地域交流事業、地域福祉事業をさらに充実しということですね。

委員　　そうです、はい。

委員　　３章に持っていって独立させるわけか、（４）とか。３章に持っていって。

委員　　これはいいです。

会長　　これは部落問題でここはこのままおいて。

委員　　部落問題で、具体的には相談事業の分についてこう説明してある部分は、３章の４に持っていった方がいいじゃないかというのが委員の意見だと思います。

委員　　この説明等の欄に３章で対応としてあるから。

委員　　説明は市の説明なのです。私の説明じゃなくて。

委員　　福祉センターの管轄とそれから市街地ブロックなんかというあの区域は、必ずしも一致していないからね。だから、こう普段の啓発の日常的区割りや市街地ブロックは両方にこうあるとしても南ブロックは中学校区。そうすると、広報はなんだか結びつかない。普段やっている啓発とかが。それで、福祉センターだけの広報が来るもので。だから地域の人、校区の。

委員　　地域割が合わないということか。

委員　　はい。そういう感じがするのです。

委員　　校区割の問題ですね。

委員　　例えばですが、福祉センターの関係で広報誌が来るのは、南中ブロックです。

委員　　はい。中学校区ですからね。

委員　　ところが、啓発の関係は市街地ブロックでね、修立。そうするとおかしいですが。だから、ポツンとこう、広報誌が来るものだから、皆が、これは違う感じがするわけです。なかなかこれはいろんな括りがあって、公民館とか、民生委員でもそういうのが、それは必ずしも一致していないので戸惑うわけです。その辺が何だかまだ、改善すべき点じゃないかなと思うのです。

委員　　ここと今のところ、今の文章と場所は違うけど、現実運営の問題で、よく検討しないといけないというところですね。

委員　　私らは分かるのですけど、人権福祉センターは。だけど今まで、市街地の方で、ポツンと

来たものだから。難しいですな、なかなかね。旧市内は。

委員　　だから対象、人権福祉センター対象エリアが、鳥取市内全域を埋めていないといこと。

委員　　全市的なのものがある。中央が担うという。

事務局　　今、地域に人権福祉センターがあります。各センターは、中学校区になりました。センターがないところは中央人権福祉センターが補っています。

委員　　中央が。

事務局　　そういう仕組みにはなっています。

委員　　ただ、その辺も結局は行き渡っていないという今の状況ですね。

委員　　えらいすいません。どうもなんだか前から疑問に思っていまして。

会長　　はい。では、元に戻らせていただきます。この文章ですが、人権福祉センターで行っている相談事業、地域交流事業、地域福祉事業をさらに充実し、それでその後、文章はずっと続くということですね、このまま。支援並びにまちづくりを推進します。事務局案では、この以降のまたというところからの削除ということでいいのですね。

事務局　　以下のところは、実は３章の３にも同じような内容を入れましたけども、今の委員の話で、人権福祉センターでもこういうことをやれということで、そういう意味でここに書いておられると思うので、これは現にやっていますし、当然やっていかなければならない事業だと思いますので、これは、このまま記載してもらってもいいです。

会長　　はい。

事務局　　一般的なことではなくて、センターでのということで。

委員　　センターでのということですね、はい。

事務局　　入れてもらったらいいと思います。そのままで結構です。

会長　　では、そのままでということで、この文章は先程のようなかたちでさせていただいていいでしょうか。

委員　　はい。

会長　　はい、ありがとうございます。それでは元に戻り、29 ページです。刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人というところからです。これについては以前、委員から、法を犯した人々の人権というようなことで案をいただいていたと思いますが、これも含めたところで協議をしていただきたいと思います。それでは、現状の課題のところの１番、その本市がというところが、文章の真中辺に移動したということで、事務局案の分がそこに書かれていますが、いかがでしょうか。お読みをいただいて、ご意見をいただけたらと思いますが。

委員　　事務局再提出のこの案で、基本的には賛成ですが、また被害者やその家族に対する差別や偏見などの問題もありますという終わり方ではなくて、何か他のところは積極的に推進する必要があるとか、こういう文言になっているのだけど、そこだけは、これで途中止めみたいな感じがするので、差別や偏見などの解決に向けて取組まなければなりませんとか、表現を取組むというような、そういう方向の表現を入れた方がいいのではないでしょうか。

会長　　はい。今ご意見をいただきました。被疑者やその家族に対する差別や偏見、次のところですね、偏見の解決に向けて取組む必要があります。文章は少し変わっても構いませんが、そういう方向の文章でするということでよろしいでしょうか。

委員　　はい。

会長　　はい、ありがとうございます。先程も言いましたが、刑を終えて出所した人、罪や非行を犯した人々の人権問題、人の人権問題、この人権問題をつけるということで委員から以前、提案がありましたが、これについてはアイヌの人々についても人権問題をつけさせていただいていると思っていますが、同じかたちでつけさせていただいても、いいですか。

委員　　これは後で、全体を見てつけるよということじゃなかったかな。提案はしておりますけども、それぞれ参考にしてもらって、後でそれぞれの分野ごとに、どういう表現の仕方がいいのかということは、改めてそのタイトルは、統一した書き方をするように。

会長　　統一しましょう。

委員　　これ、まず中身を検討していただいて、後で。

会長　　はい、分かりました。それでは、ここのところは推進方針を含めまして、よろしいでしょうか。

委員　　はい。

会長　　はい、ありがとうございます。それから、犯罪被害者やその家族というところですね。問題がありました、で終わるのはどうかというところがあるのではないかとは思いますが。

委員　　さっきと同じように。問題がありましたというのは現状ですから、課題としては、この問題をどういうふうにするかという絞り込みを、語尾をそのことをそれぞれ入れたらどうですか。何が課題なのかということ。必要性などの関係がよく分からないですし。

会長　　はい。

委員　　社会的支援の充実や市民の理解をさらに深める、さらに深めていくことが必要、必要だと思います。社会的支援の充実や市民の理解を深めていくことが求められているという感じです。その辺を進めないと。

会長　　今ご意見をいただきました。ここのアンダーラインのところ、そのままでも。

委員　　はい、いいですね。

会長　　はい。問題がありました。どうでしょう、これらの問題の解決に向けてというふうに入れてはどうかというふうに思ったりするのですが、アンダーラインの上にも問題があるということで、この問題とアンダーラインで出てきている問題。

委員　　そうですね。

会長　　はい。これを、２つの問題が、２つではないのですけど、これらの問題の解決に向けて、社会的支援の充実や市民の理解が求められています。

委員　　市民の。深めることが。

会長　　市民の理解を深めることが求められていますというふうな文章ではどうしょうでしょうか。いいですか。はい。推進方針はこのままでよろしいですか。特に意見がなければ、次に進みたいと思いますが。

委員　　意見ではなくて、教えてください。ここの施策の推進方針のところで、とっとり被害者支援センターや犯罪被害者支援ネットワーク等、これは別組織ですか。別組織かなと思いながら、等と相談窓口の連携を図り、と相談窓口の連携を図りというのは、この相談窓口の連携を図る主体者は、誰なのですか。

事務局　　どちらも鳥取市が関係しています。犯罪被害者支援センターは、民間、警察の外郭団体で

す。それから、ネットワークというのは警察管内、鳥取署なら鳥取署、智頭署なら智頭署というのが入っています。教育委員会や市も入っていまして、これも警察主導で運営しています。犯罪被害者支援センターは、実際の犯罪被害者やその家族の弁護士相談であるとか、ホテル提供とかです。鳥取市も負担金を支出しています。犯罪被害支援センターの事務所は県庁の真向かいにあります。犯罪被害者ネットワークは各警察署にあるネットワークで連絡会です。

委員　　気になったのは、相談窓口の連携を図りという言葉が気になるのです。

事務局　　そういう意味ですか。

委員　　等と連携を図るということと。犯罪者を支援していく市民の意識啓発と、点ですね、とっとり被害者支援センターや犯罪被害者支援ネットワーク等と連携を図るということが、まず１つですよね。

事務局　　はい。

委員　　あとは支援、犯罪被害者支援ということを推進するということじゃないかなと思ったのですが。

事務局　　相談があって、それから支援が始まるという意味では、そうです。

委員　　それで、相談を受ける、鳥取市の窓口はどこなのですか。相談窓口の連携というと。

事務局　　はい。第一次的には人権推進課が受けて。そういった支援につながる場合はそちらを紹介するというようなシステムです。

委員　　だから、相談も含めて結局は窓口、だから皆、連携ですよね、どっちにしろ。

事務局　　はい。連携です。

委員　　だから、窓口の連携という言葉が、なんかここに引っ掛かったのです。

事務局　　窓口、取りましょうか。

委員　　ちょっと引っかかりませんか。別に相談もいらないし、連携を図りでいい。連携を図りと言ったらと思ったのですが。

会長　　相談窓口を取りましょうか。

委員　　はい。

委員　　それでしたら、市民の意識啓発のところで、ちょっと切った方がいいですね。

委員　　市民啓発と点が必要じゃないかなと思いますけど。別項目にするということ。

委員　　意識啓発は。

委員　　これを２つにするということ。意識啓発、点でしょうか。

委員　　というふうにちょっと離した方がいいのではないですか。連携と啓発と。

委員　　２項目あるのだという。

委員　　組織名称のところは、かぎ括弧を、かぎをつけてもいいじゃないか。

委員　　そうですね。

委員　　ひらがなが続くから、かぎ付けたらな。ネットワークまでな。

会長　　次にいってよろしいでしょうか。

委員　　はい。

委員　　意識を深めるということを課題にするのであれば、そのための施策も必要になるのではないかと思うので、教育の啓発ということも入れるべきではないかと思うのです。難しいでしょうか。

会長　　教育啓発。

委員　　意識啓発を、ここの１行目の意識啓発を教育と直して、教育の啓発を行う。多分今の委員が言ったのと。

委員　　同じこと。

委員　　同じことだと思うのですが、これを、○を２つにするという、した方がいいという意味い。

委員　　文章を２文に２つにするという。

委員　　それの方が分かりやすいですね。

委員　　そうですね、はい。むしろ教育と啓発。

委員　　支援していくというのがいけないか。

委員　　犯罪被害者の心情を理解していくという啓発ですね。

会長　　どうですか。犯罪被害者を支援していくという、支援という言葉でいいですか。

委員　　犯罪被害者の心情を理解していくための教育啓発ですよね。

委員　　ただ、心情のみではないですよね。

委員　　心情だけじゃないです。

委員　　どうしてそういうふうになっているのかという、まさに、そのことを含めてだったら。

委員　　援助はあるし、リテラシーみたいなことも必要でしょうしね。

委員　　そうなのですか。だからさっきの刑を終えて出所した人のところもすごく何か、悪い終わり方のような気がします。だからこの本来あるどちらも同じぐらいその啓発、意識啓発というところは重要なわけで、結局そこが、そこに力を入れないがためにインターネット上などで、その罪を犯した人や犯罪被害者が偏見の対象というのは、そのかたの意識を変えていく、啓発していくというところをもっと謳ったら。

委員　　人権意識の啓発は入れるべきなのですが、心情的なものに寄り添うという表現をしたときは、これはわりとどっちにもこう急速に物事の本質を見誤る。バランスよく問題を、これトータルにいいのではなくて、被害者だけの問題を絡め取ってしまう。そういう意味で、そういう方針は心情というのを入れたら厳しいという気は、教育現場でそういう問題が議論されるのはあります。

委員　　大きく触れてしまったから、その犯罪被害者支援でずるずると行ってしまうけど、犯罪被害者への支援を推進しますとか、文章としては。

委員　　私の文章は終わりが支援。

委員　　被害者支援というのが単語ではなく。

会長　　では、委員が言われたのは、最初の文章になります。犯罪被害者を支援していくという市民の教育と啓発を行いますという文章と、それともう１つがそのネットワークとそれからセンターと連携をしてという２文に、今分けましょうという話をしたのですが、その最初の文章の方なのですが、その犯罪被害者を支援するという、この文章のところでちょっと、今、引っかかっているところですね。

委員　　でも、そうなると、市民への意識啓発、教育というのが犯罪被害者の支援だけに絞られてしまいますよね。

委員　　その場の定義で、刑を終えて出所した人のところにも書いてあるのですよ、意識啓発を推進しますって書いてあるのです。

委員　　犯罪被害者への支援に対して意識啓発を図るという文章になると、ちょっと違うかなと。そうそう、だから支援だとおかしい。

委員　　だから支援じゃなくて、現状と課題に対して意識啓発を図ろうということですね。

委員　　そうですね、はい。

委員　　文章を変えた方がいいですね。

会長　　後半の方にありますので。

委員　　支援については後半に書いてありますから。

委員　　現状に対しての意識啓発ですよね。

委員　　いい言葉はないですか。

会長　　何か意見はないでしょうか。はい、どうぞ。

委員　　私も、理解してないところがあるのですけども、現状と課題のところで犯罪被害者やその家族の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりかと書いてあるのですけれども、そこの部分を市民の教育啓発の充実というのは良いのかと思うけども、その何を教育、啓発していかないといけないかと思ったら、その犯罪被害者やその家族の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いというところを、ほとんど市民は理解していないというとこ

ろの、そこを啓発していくのだろう、そういう意味合いに、それで、支援はその次の支援をすると考えた上で、その別だというか、だと思う。だから、支援していくということを意識的啓発したり、教育したりするのではないというその文章が何かちょっと整備されてない。

会長　犯罪被害者やその家族の権利が尊重されるような教育と啓発を行う、何かそんな感じの方が良いというか、どうでしょうか、今のご意見から。

委員　これ事務局から前半の意識啓発については、何かご提案がありませんか、ありますか。

事務局　先程あった犯罪被害者やその家族が尊重されるよう、市民の教育啓発を推進します。それから２番目が「犯罪被害者支援センター」や「犯罪被害者支援ネットワーク」等と連携を図り犯罪被害者への支援を推進しますというのはいかがでしょうか。

会長　犯罪被害者やその家族の権利が尊重されるよう市民の教育と啓発を行う。それに似たような文章でどうでしょうかということですが。結局、何が、何を市民に対して教育啓発を行うかといったところの部分で、先程委員から権利が尊重されてきたとは言い難いという質問を出されて、ここのところを教育啓発にしてはどうかというご意見がありましたので、そういう文章を言ってみたのですが、もう少し文章的には足したり引いたりはいるのかもしれませんが、その方向ではどうでしょうかという提案です。他にご意見があればご発言願えますか。

委員　その権利の、権利っていうのは基本的人権のこと。

会長　この上の文章からいくとそうですね。

委員　であれば、権利より教育の方が分かりやすい。

会長　そうですね。

委員　そうですね、犯罪被害者の人権が尊重されるよう、そういう格好。

会長　人権はありますので。

委員　ちょっとひっかかるのは、文言はその文言でいいのですけど、市民のというのをつけるのが引っかかっているのです。確かに市民向けの啓発も必要です。だけど、多くはマスメディア等の方が、犯罪被害者ではそこに踊らされるのが市民なのです。だから、市民とつけるのは違和感があります。我々も変わらないといけないというのは分かるのだけど、そのマスメディア等の問題はどうするのだというところが抜けたりしないか。

委員　　社会的な。

委員　　市民のというのは取ってもいいのではないか。

委員　　社会に向けた啓発ですね。

委員　　市民もあればそういう団体を中心にした問題もあれば含めて。なにか市民の責任性みたいに負わされているようなところが気になります。

事務局　　県では、被害者支援に関する社会全体で被害者を支援していくという意識の醸成というのと、被害者の人権というものを啓発していくという２つ前段、ここでいう前段が２つに分かれています。それを分けて記述したらと思いますけど。

委員　　そうですね、はい。それで。

委員　　まだ県のような書き方の方がいいかもしれません。

事務局　　被害者の人権というものに対する教育啓発というものがないものですから。そういったことを入れていくというので、前段を２つにさらに分けるということと、後半は、ここの連携を支援する、直接的な支援ですね、その３つ。

会長　　３つですか。

委員　　はい。

委員　　確かに 10 でも市民向けとか限定していないですね。

会長　　それでは、ここの推進方針については３文になるかと思いますがよろしいですか。
委員　　はい。

会長　　はい。ありがとうございます。それでは次にいってよろしいですか。では、12 です。性的マイノリティです。これについては、変更はないようですが、お読みいただいてよろしければ。

委員　　はい。さっき出た市民です。市民への啓発ですが、ここも市民は取ってもいいのではないですか。他のところを今ちらちらと見ましたけどすべてに入れてあるわけではないので、市民の責任にしなくてもいいわけですから。

会長　　はい。推進方針のところですね。

委員　　はい。

会長　　はい。31 ページの上のところですね、施策の推進方針のところです。２行目に市民のというふうにありますが、市民の正しい認識と理解をというふうにあります、市民を取ったらどうでしょうかという意見をいただきましたが。

委員　　松江だったでしょうか。どこか保険証で記載。保険証ってわりと性別を出すでしょう、表に。だけれどそれではやっぱり性同一性障がい者にとってはすごく嫌ということで、性別を記載せずに裏書きでの対応措置みたいにやったというのは松江でしたかね。

事務局　　松江です。

委員　　松江ですね、鳥取はどうなのですか。

委員　　鳥取市もやっていますよ。

委員　　例えば、市の施策ではなくてもそういう方面へ働きかけていくことも市の人権施策になっていくし、企業が多くいるわけだから。というふうなことを思ったものだから。これも不必要な性別記載を削除、あるいは引き続き取組みますに入るのかもしれませんけど。

事務局　　現状は把握していないのですけども、その方向では取組んでいます。いろんなところで。保険証の方は確認していません。

委員　　保険証はなっていませんか、今、鳥取市。

事務局　　なっていますか。

委員　　なっていませんかね、どうでしたっけ。したって聞いたような気がしていますけど。

事務局　　そうですか。

委員　　違いましたっけ。いや、分かんないです。確認してください。

会長　　今のご意見を含めたところで鳥取市としての取組みと、また関係機関への働きかけというような部分を含めたらどうかというようなことではないかと思っていますが。

委員　　いや市役所だけに限らず、例えば市も委任事務を持っている。年金手帳はどうなのかとか、チェックされた方がいいのではないかと思うのですね。委任事務を受けておられる。いや、私、今これ、自分の保険証持っていますけど、私も記載ありますね。そういう各方面への働きかけとか、それだいじだなと思うのですよね。

委員　　そうですね、どんなときでもこれ、やらないと。早めに切り替えて。

事務局　　性別表記は極力とるようにしていますが、法律に則っているものは、まだ残っているものがあると思います。

委員　　松江市ができたというのは、なぜでしょか。

委員　　松江は裏にありますね。

会長　　そのようです。表ではなく裏に。

委員　　そういうことは市長案で対応できるという意味ですか。

事務局　　国等の了解得ればと思います。

委員　　鳥取市でもできるということですよね。では、引き続きそれには取組んでいただくというふうに理解してもいいのですね。

事務局　　その意味で推進方針ですけども、初めの性的マイノリティから市民を取って啓発に努めます、で切って、またのところをこの丸に代えさせていただいて、本題として各種申請書の引き継ぎというふうにいいますと、もう１個丸作って、先程の保険証は機関委任事務とか、法律がこれ混ぜるのですね、各方面への働きを行います、その２項目でいかがでしょうか。

委員　　積極的に取組んでいきますよという姿勢を見せるという意味合いですね。

事務局　　結果はどうか分かりませんが、そのように努力するということです。

会長　　はい。それでは、また文章の方の訂正をお願いしたいと思います。次に行きます。パワーハラスメントです。ほぼ変更はないようです。

委員　　私、ここの書き方で、すごく職場内のことに限っているような気がします。パワーハラスメントって職場だけではなくて、人権侵害ですから家族関係の中でもあり、それがドメスティックバイオレンスというかたちで現れてくるという状況ですよね、状況的にいうと。力を

盾にした人権侵害だというのがパワーハラスメントだと思っているのですよ、ということで言うと家族関係の中でも、さまざまな団体の中でも問題が発生する可能性がありますと言えば、ここを入れる必要はないかどうか。なにか職場というと、企業だけの問題みたいに捉えがちになるので、どうなのかなと思ったのですけど。

会長　今の職場だけではないということについては、皆さんはどういう言い方をしますか。

事務局　パワーハラスメントは、職場が前提と考えています。

委員　パワーハラスメントということの定義そのものが、どうなのだろうか。結局は職場等で多くそういう事例が見られたと思うのです。事例では、極端な例を言うと自治会の中でもありませんか。自治会の中で何を言いっているのか、若い子が、女のくせにという。そこは女性自身の文言が入っています。だけど、自分の権力や力を盾にして相手を押さえつけているとか、相手の発言を封じるというのはパワーハラスメントではないのですか。私はそう思って読んでいますが、あまり極端すぎますか。定義が広すぎますか。

事務局　推進方針は難しい。言われればそうかもしれませんが、限定した方が。

委員　皆さんがもうそこまで広げなくてもいいといわれるならいいですが、私は職場だけに限定するのはどうかと思ったものですから。

委員　パワーハラスメント、元々が職場間での地位を利用したいじめというか、暴力というか、そういったことを定義しているもので、例えば地域の人、町内会の中での人権侵害での、どうかというのは。

委員　文章について、これはこれでもう変えようがなかったら仕方がありませんし、施策展開が難しいというものはいいですが、パワーハラスメントというのは、本来は職場だけの問題ではないよという捉えができるかどうかということが疑問です。パワーハラスメントが職場だけになったら、企業だけで取り組めばいいという関係になるのです。パワーって力のことでしょう。力って言ったら、ある意味暴力的な力もあれば、権力というものがあったり、含め、第三局でものを言わせるという部分があたり含め、さまざまだと思うのです。言葉の定義で言うと。ただ、法律上や制度運用する上ではやっぱりピンポイントがいるから、そしてまた事例が出てきたのが職場だから、そういうふうに今なっているということだと思うのです、私自身は。そういう捉えだと思うのですけどね、本来は。

会長　皆さんのご意見はどうですか。はい。

田委員　委員に言われて、何かああそうだという、何かこう自分も自分の考えを、パワーハラスメ

ントって職場だと捉えているところがあると気がついたのですけども、施策の推進方針のパワーハラスメントと言われましたけれども、もう書いてありますね、社会の中に問題がさまざまな人権問題、それで家庭、職場、地域になって、新しい方針が書いてあるので、もうそこは仮に書かなくても、パワーハラスメントっていう、そういうそれのみではなく、さまざまことで力関係も含め、ずっと問題を含めてみたいな、こういう記述、認識をパワハラって言ったら職場内だけで起きているのではないっていう認識を持たないといけないというのを皆が課題になるかもしれないと思ったのですけど、私は。ただ入れて問題はないと私は思うのです。

会長　今、入れてもいいのではないかというふうなご意見をいただきましたが。

委員　推進方針の中に入っている、家庭、職場、地域などという、これは職場におけるパワーハラスメントに対する認識を家庭、職場、地域でも高めていきましょうというのが基本になると思うのです。なので、職場という言葉を使うと、本当で企業の中だけに限定されてしまうということであれば、例えば職場や集団における力関係を背景としたというような表現にするとか、そういう、集団という言い方が正しくないかもしれませんから。

会長　このＡ３の一番後ろのところに用語の説明がありましてね、13 番でパワーハラスメントが、説明が載っているのですが、これはあくまでも上司が部下にということで職場におけるというところの書き方なのですが、広い意味から言ったら委員が言われたようなことも入るというような説明はどっかにあるのですか。

事務局　新たな人権課題の 16 のところに。

会長　はい。

事務局　その他新たに発生した人権問題ということで大まかとしたことは書いていまして、パワハラというのは前提としては職場、それで、先程地域、集団というところがパワハラという意味において啓発する方法として職場でも行い、家庭、地域に対して啓発するという、パワハラを題材にした啓発をする対象ですと、それぐらいです。それで、理由はないですけど、その他新たに発生する、確かに委員が言われたとおり、地域とかそういう部分はあるでしょうが、ここの部分ができたら、災害におけるその他新たに発生するという理解でいいかと、災害のときに１部会で出ました。

委員　分かりました。ここは私問題提起しながら言っていますが、これで結構です。ただ、パワーハラスメントの説明のところに、説明をされるのですよね、括弧何ページ参照というところがありますよね。そこの中で、少し触れておいていただけたらいいかなと思いますけれど、職場を中心としてというふうに書いてあるけれど。それは地域及びさまざまな集団の中でも

発生する可能性がありますとか。

事務局　　定義としてどうなのでしょう、それを定義すると鳥取市が特にした定義だということになり得ないかなっていう心配がありますけど。

委員　　分かります、分かります。はい。

委員　　そこになるのか、もう１つは元々パワーハラスメントという名前を付けた由来は何なのかというね、含めて考えないといけんじゃないかなと思うのです。

委員　　名前付けた由来はそもそもが、職場での上下関係の中で起きた問題だからだと思います。

委員　　だからそれは力をここにした問題でしょう。

委員　　そうです。

委員　　そしたらそれは職場だけじゃないですよね。

委員　　もちろんそうです、はい。ただ、ここで恐らく定義したい問題は分かります。町内会でも私遅れて出てきたのだけど、パワーハラスメントだなと思うようなこともありますし。社会の中ではいろんな力を盾にした理不尽なことってたくさんあるのですけど。ここに問題にしてあるのは、恐らく職場における力関係を背景とした問題に特化して出されていることだと思うので、これでいいのではないかと思うのです。

委員　　ただ、パワーハラスメントの説明のところは、括弧して何ページ参照ってなっているでしょう。

委員　　用語の説明のところね、これだけでいいのですかっていう話なのです。

委員　　用語の定義はそんなに広げたら、付け加えたりなにしたりということは重要じゃないと思う、それよりむしろ、その本文の方にそのことが、危険性があるなら、パワーハラスメントに似たようなことが起こる可能性があると。

委員　　はい。

委員　　そう、そう。

委員　　実質社会でも。いうふうに付け加えないと用語の定義を変えまわったら。

委員　　職場じゃなくても、例えば団体旅行のよくあって。

委員　　それは聞いているのだけど、それを変えたらいけない。

委員　　その中でもそういう問題があったようなことはさっきどなたかチラッと言われたのですけど、社会的就労とか、こういう文言の中でも起きているみたいなかたちで表現したらいいのではないかと思います。

委員　　ただ、それに対して推進方針でどういうふうに、対応が難しいと思う。

委員　　それは難しい。

委員　　前には、これは確かに似たようなことは起こる可能性はあるけども、それを証して、パワーハラスメントって言うかどうかということもまた引っ掛かってくるし。

委員　　だけど、推進方針に、最初に社会生活の中で存在するさまざまな人権問題っていうふうに書いてある、これどういうふうに取ればいいんですか、その。これ、全部なかが引っ掛かる、全部。

委員　　全部がね。

委員　　地域社会の中で起こる人権だったら、こっちも入れてもいいのではないかという、委員の意見でしたね。

委員　　社会生活の中でさまざまな人権問題についてっていう枕言葉はちょっとおかしいですからね。

事務局　　パワーハラスメントに対する。

委員　　だと思います。そう書いた方がいいですね、比較的に。

会長　　このままでいってもいいですか。

委員　　だから、新しい人権問題についてもとか書いてあるで、何か変ですよね。

委員　　下の方ね。

会長　　そうですね。

委員　　この（２）は改めて書かないといけないことでしょうか。

委員　　本当だ。

委員　　パワハラに全然関係ないことが書いてある。

委員　　全体に問題ばっかり書いてある、ここは。全文が全体をひっつけたパワハラ問題じゃないよ、これ。オールマイティーになっている、ここ、ちょっと書き直しがいる。もう少し具体的に。

会長　　新たに発生するっていうのは、16 番のところで。新たに発生する人権問題というところがあるので、そちらの方に持ってきてもらってもいいかもしれませんが。

委員　　これは項目にしたからだじゃないでしょうか。

会長　　ちょっとここは訂正していただけますか。

事務局　　書き直します。

会長　　お願いいたします。それでは次にいきます。景気雇用等による生活困難者の人権問題というところです。ひとり親家庭が今までも出ていたと思いますが、これは女性の問題の方になると、移させていただいたということでここはなしということで進めさせてもらいたと思います。番号がずれてきますが、非正規雇用と生活困難者の人権問題というところにいきたいと思います。何か数字があればということでお願いをしていたのですが、数字がつかめない、数値がないということなのでそのままの文章でということのようです。

委員　　何の数字があるのですか。

会長　　結局、ワーキングプアのかたが増加していたというその増加の部分の数値とかがないのかどうかというところについて。

委員　　現状と課題の文章で修正案を言いたいと思います。修正する理由は、まず１つは、昨今の厳しい経済情勢から派遣労働者の解雇や雇用止め等非正規労働者の離職、ワーキングプアのかたが増加し、社会問題となっています。この社会問題という見方に、私は２通りの見方があると思うのです。１つは、こういうのが増えたらこういう人々がたくさんになって来たら経済成長ができないという社会問題。それともう１つは、子どもたちがワーキングプアの連鎖の中から、連鎖に飲み込まれてしまって本当に結婚生活を送ることができないとか、子どもたちも教育の問題でまた悪影響を受けるとか含めて、こういう問題点。それともう１つは、

経済側から見た問題とあとは自分たちの方から見た問題というこの問題。それで、だからこの社会問題となっていますという、この社会問題というのは何を現すのかということが、定義されていないと施策にもならないです。抽象過ぎて何が問題か出てないです。

委員　　これだけをいうと、ワーキンプアの人が増えていることが社会問題となっている。

委員　　そう。

委員　　人間的な受け止めかたをしてしまいますね。

委員　　私もそう思いました。でも、現状と課題だから何が課題なのですか、ここで言うと。ということになりますよね。

事務局　　ホームレスの差別偏見に関する。

委員　　だから、何が問題だと言っているかっていうことをごまかしている、ワーキングプア、だから入れない問題になっているのだけども、とりあえず決めましょう。

委員　　そうですね。

委員　　生存権の問題です。要するに。この制度の問題として、施策には。

委員　　ここで言うと生存権と安心して生活する権利、働く権利の保障ということが。投げ出されている。

委員　　課題としてあるというようなことを書いて、次の施策でいうと、ここにセーフティネットの生活保護の問題が出ているわけでしょう。就労の支援や自立というところで、具体的にその働くっていうところの具体的にどういう動きがあるかということを知ったということでしょう。それともう１つは、安心しっていうところでいうと、地域づくりであるとか、そういう人々の連帯を作っていくとか含めて、というようなことが入って来るのではないかなと思うのですが、それがどういう文章にするのかっていうところですね。

委員　　質問です。

会長　　はい、どうぞ。

委員　　ホームレスに対する人権や差別意識を解消するというのがあるのですね、現状と課題、それで、推進方針の方にも、ホームレスに対するという、差別や偏見を解消するためにということ、具体的に最低限の生活を保障されていないホームレスの人たちに対して、鳥取市とし

て何か対策とかを具体的に出されているのか。この文章からだと印象としては、その派遣労働者や非正規労働者、そういう方向では何かしらこう生活と制度、何かしらの支援をやっていると感じるのですけど、またホームレスに対する何か支援が具体的にはあるのだろうか、そこは意識、偏見や差別意識を解消するだけじゃなく、もっとその深刻な状況のかたたちの現状、人としての生きる権利が失われている人たちに対して、鳥取市は一体どういうようなことをやってきているのか、そこを具体的に書いた方が、推進方針とか、無いのならしていかないといけないと思うのですけれども。

委員　　実態として、鳥取市内にはホームレスのかたっておられるのでしょうか。

事務局　　数名おられると聞いています。

委員　　そうなのですか。

委員　　鉄道公園に居ました。最近見ないです。

委員　　居るか、居ないかですね。どうですかね、過ごし難いのですね、東京なんかに比べて。いろんなところでホームレスやっていますと、鳥取は店の前で座って寝ていると追い出されるのです。それ新宿あたりならいいのですけど。こうした人権は、ただ、実態として過ごしにくいので、鳥取には定着しない。

事務局　　支援という意味では、行路人という支援する制度があります。

会長　　行路人とは。

事務局　　行き倒れたそのホームレスに金銭を役所から交通費を渡す制度です。

委員　　帰りなさいと。

委員　　でも、自立支援とかは行っていないですか。ホームレスのかたに対して。

事務局　　聞かないです。それで、変えたいのは、そういう人たちに対する偏見を無くそうということで力を入れると。

委員　　支援は自治体がこうやっていくことではないでしょうからね。

会長　　委員、先程３つほど挙げられておりましたが。

委員　　働く権利のこと、生存権のこと。安心して生活するということ。

会長　　それを文章に入れたところで見ていただく方がいいのに、社会問題のかかりに。

委員　　ですね。

会長　　ここはいいですか、お願いをしても、文章の作り直しをしていただかないといけないかなと思いますが、推進方針は。

委員　　上を整理したら、下も整理をして、お願いしたいと思います。

委員　　県の推進方針のところで、ホームレスに対する差別や偏見を解消するための啓発っていうのが、私も実感として掴めないのです。ホームレスのかたに対する対策というのは、偏見をなくすことではなくて、やはり就労支援、自立支援だと思うのです。これは、実際にどういう啓発をするのかは、啓発やったことがありますか。ホームレスに対することで。

委員　　結構近畿圏等では、ただ単に講演会だけではなくて、その路地生活を送っている人たちの炊き出しに行ったり、などを啓発でやっておりました、やっているのです。

委員　　その支援。

委員　　支援ではなくって、まさに自分たちがその人たちをどう見てきたのかっていうことを振り返る学習なのです。それで、そういう人たちに対して、私たちは結構落伍者だというような烙印を結構押すじゃないですか。そうではないっていう、ことも中ですごく学んでいくというような取組みをしておられる、そういうグループもあるのです。

委員　　行政とか、民間ですか。

委員　　民間がやっています。民間が、行政ができないのでこう委託補助を受けて、民間がやるということもありますね。だから、多分そういう趣旨ではないかとは思うのですか、特に最近、大阪でこの前もホームレスの襲撃事件があったじゃないですか。

委員　　ありましたね。

委員　　そこも本当にこう何か存在を、その人たち自身が存在していること自身が何かこう、すごくこう許せないというか、もう差別ですよね、ホームレスがそういう行動をされたとしますね。ただ単に住む家がないという人々を指す言葉なのでしょう、ホームレスというのはね。でも、そこから付随するさまざまな意識は、すごく差別意識がありますよね、というような

ところで多分だと思うのですが、これは私の解釈なので、行政の解釈ではないので、ないよというところはもう一度解釈されたらいいかなと思いますけれども。

事務局　前に報道とかもあって、子どもたちがはけ口としてホームレスのかたを虐待というか、ホームレスを襲撃した事件がありました。

委員　分かりました、実態とした中でその啓発ということがあるのであれば。

会長　次にいかせていただきます。インターネットにおける人権侵害ですが、説明をしていただけませんか、ここについてはお願いします。

事務局　32 ページです。委員から部会でも話があり、下のページの課題は、ネットいじめもというようにして、対策と啓発に取組むというところを載せています。推進方針の方ですが 33 ページです、２つに集約しております。インターネットを利用するにあたってのモラル向上のために関係機関と連携して、学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進しますということと、インターネット上の人権侵害に対しては関係機関と連携して対応できるシステムを構築しますと。あと、特にいじめなど人命にかかわる可能性がある重大事案に対しては、対策チームを設置し、解決向けて被害者への対応や人権侵害の解消や修正など、適切な処置を速やかに行いますということで、２つに集約させていただいております。システム構築については、将来構想を含めてということです。

委員　構築しますというのは、今後構築していきますという約束というふうに書込むわけですね。

事務局　はい。

委員　それは、もう対応できるというような文言がある。

事務局　時期は、ちょっと示せません。

委員　時期は示せないけれども、やっていくというのははっきりしているということですか。
この人権侵害の削除というのは、その例えばインターネット上での書込みを削除する取組み。

事務局　そうです。

委員　この削除を速やかに行うのではなくて、適切な処置を速やかに行うということで、実際には人権侵害の削除というのは全体の７割ぐらいしかできないのですけど、３割ぐらいは対応できないのですけども、ただし、放置せずに処置を行うということ。

委員　　行政の処置としては、どんなことができるわけですか。

事務局　　削除要請です。

委員　　削除要請をするということですね。

事務局　　してくれるかどうかは別の問題です。

委員　　これ、あんまりよく分からないで読んでしまうと、その削除を行政ができるというような理解になってしまうのですけど、そこはもう少しきちんと書いた方がいいじゃないですか、要望をするということでしょう、処置というのは。

委員　　そうですね、削除要請にした方がいいですね。そうですね。

委員　　何かここに来れば解決するような受止めになっちゃって、すごく過大な期待を抱いてしまいそうです。

委員　　私は、確か削除要請というふうな表現をしていたと思うのですけど、削除となっていたので、それを読込んで対応したのかなと思ったのです。

委員　　したと、全部まとめたような文章にしちゃっとるからじゃないかな。

委員　　はい、削除要請の方がいいと思います。

委員　　最近は、この削除の要請とか、修正の要請に対してはその現実には多少なりと進んでいるのでしょうか。

委員　　要請を行えば、インターネット上の人権侵害はだいたい７割ぐらいは削除してくれたり、対応してくれます。ただし、３割ぐらいはそのまま放置されたり、拡散されたりしているような状況です。

委員　　あるいは、犯罪とか、人命に関わることとかは比較的早いという意味でしょう。

委員　　そうとも限らないです、はい。

委員　　例えば、被害届が出た場合は、そういう犯罪については、今警察の方での取組みがありますよね、加害届が出たりなったりしたらそういうことで迅速に相手をこう追跡もできたり、なったりという、今、そういうね、仕組みができているみたいだけど。

委員　　だから、警察が踏み込む前にインターネット上の人権侵害として追込まれたり、こういう事件に発展してしまって、事件が先に起きてしまうということも比較的多いので、

委員　　そういうことに関して市役所はどこと具体的には連携を取ることができるのか。

事務局　　県警です。

委員　　警察。

事務局　　プロバイダーともしています。

委員　　市役所等で直接ですか。

事務局　　はい。直接したこともあります。日本のプロバイダーは比較的その基準があるのでいいのですけど、プロバイダーが外国の場合は対応が難しいです。

委員　　県なんかとも連携はしているのですか。

事務局　　削除要請に関してですか。

委員　　それに関しては、鳥取県とか他の市町村とも連携とか、そういうこともしておられるのですか。

事務局　　削除要請に関しては、具体的にあるサイトには連携してやっています。

会長　　それでは、人権侵害の削除や修正というところは、修正は言葉として入れる方がいいのですか、削除要請だけで、どうなのですか。

委員　　修正というのは具体的にどういったことをいうのか、正確でない情報は出ている場合に、正確なものに直してもらうということなので。

会長　　その要請をするということですね。

委員　　そうですね、はい。

委員　　その処置というところを要請に直せばいい。

委員　　そうですね。

委員　　適切な要請を速やかに行いますと。

委員　　適切な要請などの処置を、そういうふうになどというふうに多少逃げている方が、例えばさまざまなやり方がありますので。

委員　　はい。

委員　　例えば人権侵害の削除や修正の要請など、削除中点かな、やを入れるとあれかな、つながっているように見えるのかな、読めるのかな。２つにこの要請はかかるのだけれど、やで２つにかかっているように見えるかどうか、読取れるだろうかという問題ですね、など適切な処置を速やかに行います。この適切な処置というのは要請だけじゃなくって、当初、委員がこのことを提案されたときには、例えばそのいじめに関する問題等があったときには、すぐにでも対策チームを組むということも適切な処置ということも入っていたのだけど、そういう行動を起こす必要があるということだったので、これは、適切な処置ということなのだから、残すという必要があると思うのです。

会長　　削除、修正というところの部分に要請がかかるような文言にするということですね。

委員　　そうです、はい。

会長　　両方に対してというね。

委員　　はい。

会長　　今文章を作ってしまう必要がありますか。訂正していただけますか、どうしましょう。

事務局　　委員と相談します。

会長　　それでは、次にいきたいと思います。拉致問題に着手するというところは、拉致問題は削除するということでしたか。

事務局　　はい。部会の協議もそうでした。それで、災害時における人権問題のところで、その他新たに発生する人権問題ということで、１部会で協議がありまして、福島差別ということと災害時の対応と、それから新たにというところで出しております。

会長　　ということは 34 ページですね。

事務局　　10 月 25 日に訂正を出しておりまして、推進方針が、まず１番上の計画します　という末尾を努めますに変えております。それから３番目の部落ブランティアがボランティアに訂正させていただきました。

会長　　現状と課題のところですが、アンダーラインの終わったところで、東日本大震災とかいうところの文章が終わって、例えばというところがあります。例えばは要りますか。非常に文章が長いのでどこに落ち着くかと思って読んでいくと、鳥取市においても必要ですという文章に行き着くのですが、例えば、ここで震災や大火や水害を経験しているというのはもしかして必要ないかなと思っています。経験していても、経験していなくてもこれは必要なのですね。

事務局　　はい。

会長　　何かの教訓が得られて、こうだというのであればいるかもしれないのですが。

委員　　備えておくことが必要でしたじゃないですね。

会長　　と思います。

委員　　その前段階の文章の、最近の大雨等によるって書いてあるのですけど、最近という表現はだんだん最近ではなくなってしまう。例えば、東日本大震災、福島原発事故、大雨・大雪等自然災害などは、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、妊婦等いわゆる災害時要援護者への配慮が重要です、に変えてはどうでしょうか。大雨・大雪等の自然災害はということですね。課題が得られました、のように重要ですけども、重要ですに変えた場合、例えば、はいらないと思います。

会長　　そうですね。

委員　　はい。何だかスッキリする気がします。

会長　　もう１回読みましょうか。

委員　　はい。

会長　　はい。東日本大震災、福島原発事故、大雨・大雪などの災害では。

委員　　自然災害。

会長　　自然災害。ごめんなさい。自然災害では、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、妊婦等いわゆる災害時要援護者への配慮が重要です。

委員　　何かが発生したときの手続き。

会長　　それで、例えばを取る。

委員　　震災も備えることが必要です。災害対応の時系列にどのような対策が必要とされるのかのところも、例えば災害対応の時系列に必要とされる対策兼想定される準備を備えておくことがというふうに入れたらもっとスッキリすると思います。

会長　　今のところをもう１回言ってもらえませんか。聞き逃しました。災害対応の時系列。

委員　　災害対応の時系列で必要とされる対策、日頃から想定される準備を備えておくことが必要。それで、最後のアンダーラインが引いてあるところなのですけど、ここが委員と私が一生懸命主張して入れてくださった文章だと思うのですが、嬉しく思いますが、このちょっとニュアンスが違う気がするので、変えていただけたらと思うのですが、また災害時の人権が尊重される社会をつくるためには日ごろから人権意識の向上を図ることが必要です。としていただいた方がいいような気がするのです。こういうイメージですね。

委員　　そうです。何か文章いじっていると自分の頭の中がごちゃごちゃになってしまってすいません。整理ができないのですが、何が言いたいか、ここで何が言いたかったのか、１つはこの東日本大震災、大雪なり大雨というね、ここを入れて、まずは日ごろからの防災の１つは備えということ、２つ目には、障がいのある人であるとか、高齢者であるとか含めての要援護者への問題。それで３つ目は、ここがないから、３つ目は福島差別という新たな差別を発生させたということについての問題。それでもう１つ必要なのは、その災害後のやはり人へのケアということが、大事だと思うのです。仮設に入れたからいいとかね、どっかに避難させたからいいではなくて、そこからその人が自立したり人と人とのつながりの中で、もう１回生き直せるというような、こういうことの観点がものすごく大事だと思うのです。それからその辺を整理して書く必要があるのかなと思って、今文章を見ながら思っているのですけど、上手く整理ができなくてすいません。文章ができなくって。

会長　　どうしましょうか。

委員　　ここは、事務局が全て現状や課題も、人権推進課の事務局が現状課題施策の推進方針も出されたのですか。その防災関係のところから出されたのであれば、文言の修正はあってでも、追加であるとか、ああいうことは難しい。

事務局　　危機管理課とは、防災のところは、話はしていました。あとの福島差別のところ、その部分は、アンダーライン引いているところですね、現状と課題のところの、ここは人権推進課が書きましたし、一番下の新たな丸の１、２、３含めた４つは協議した分です。一番下は修正できます、アンダーライン部分は。

委員　　直せるということで。最後は努めますではないのです。新たな差別を発生させないような人権意識の高揚を図る教育啓発を推進します。これでいいのではないですか。社会づくりと言ったらみんなにかかりますからね、どれにもかかりますので。

事務局　　はい。

委員　　新たな差別を発生させないよう人権意識の高揚を図る教育啓発を図り、災害後も人権が尊重される社会づくりに努めますと書いてあります。

委員　　災害後も、災害後も。

委員　　災害後も人権が尊重される。

委員　　私が、人に対してもやはりケアが必要だということもそこにも入れられるし、まさにその新たな差別が発生するというのは、災害後のことなので、その辺のことも含めてという意味でしょう。

委員　　そうです、はい。

委員　　ただ、全部いりますね。災害等だけではないですね。その差別意識等をこう発生させないという意味で言うとね。

委員　　災害時、災害後ですね、災害時、災害後人間が尊重されている。

会長　　ここではその他新たに発生する人権問題というふうにも入っているので、先程言われたように、新たな差別を発生させないようするところの教育啓発を推進しますでもいいのではないかというふうに思ったりもするのですが、必ずしも災害のときの問題だけを取り上げているわけではないですよ、この項目ね。と言いながら、それしておかないといけないと思うのですが。

委員　　この文章が、なんか災害時と元々のを一緒にしている感じがする。

委員　　その他諸々の新しく発生するいろいろなタイトルの問題を、よくばっているのではないか、いろいろ内容を合せて。

委員　　ここはもう災害のときにして、

委員　　災害だけの方がいいと思う。そう、みんなひっくるめて書いてあるかね、なかなか厳しい。ただ言いたかったのは、１つはやはり要援護者を巻き込んだ、参画をさせた本当にそういう体制づくりになっているかなというところの視点はどうだろうと。いろんな協会とか、いろんなことをやっているのですけれど、その視点はやはりみんなはならないのじゃないかなという、そういう気がするのですね。そういう部分で言うと、その参画ということの意味合いをどこかに残してほしいと。あと申し訳ないけど、ちょっと、

委員　　すいません。災害時の要援護者に対する事項を細かく高齢者、障がい者などある中で、若年性認知症なども本当に思ったというのが、思いだしたのは、若年だっていうことが言えずに、災害のときに言えずに、避難所から外に１人出て自分でなんかしようと思って、それでそこから避難所に帰るまでにいなくなられまして、もうそのときにはもう亡くなっていた。それで、そういう人に言いにくい病気を抱えておる人というのは、病気なので薬も飲んでいるし、薬が手に入らないということも人に言いにくかったとか、そういうことで命を落としたりすることもあるので、たいがい関係のかたとかもそのことは知っておられるかもしれませんけれども、ちょっとずつ、やっぱりもしこういうふうに入れられるのなら、病気を抱えた人たちというのも要援護者という意識して、書き足していただけたらと思うのですけれども。

委員　　多分これ、前の市議会でも要援護者とは誰か、誰を指すのか、またはそういうそれぞれの種別の、そういうリストづくりは進んでいるのかどうかとか出ていましたね、議会の中でもたぶん。それで、そのときに認知症の問題も入ったと思うのですけれど、その辺がどれだけここに活かせれているかどうかというところがありますけれど、その問題じゃないかと思うのですけどね。

事務局　　この要援護者というのは、その民生委員さんにお世話になっていて、申告が前提になっています。

委員　　ただね。

委員　　市の方から資料いただいてきた名前やあんなの。

委員　　同意を得られたかたを入れますか。

委員　　それで、同意を得られたかたを登録するのに。

委員　　でも、本来は生存権という命を守るということで言えば、同意を得られようと得られまいとまたは同意ができないかただっていますよね、はっきり言ったらね。だって寝たきりで、意志疎通もかなわない人々だっているでしょう。では、そういう人々をどうするのかということの、今後対応がすごく今課題に挙がってきているのですよね。

委員　　はい。

委員　　というようなことも課題としてはあるのですよね。

事務局　　あります。今でもあります。

委員　　だから、本来はその個人情報というこの枠組みそのものは、とっても考え方は大事なのだけれど、ここを突破しないといけないという、こんなときがどういうときなのかということ自身もしっかり枠組みをする必要があるのじゃないかという問題提起もありますよね。

委員　　分からない。

委員　　情報も何もくれないのにと言って。そこが一番難点だとか、民生委員さんの話をよく聞きます。なのに、相談に乗れとか、ああだとか、もうとにかくほんとに皆もう投げられた気分ですわとか言っておられましたね。

事務局　　まだそういう問題も含めて、とりあえずリスト化しないといけないというのは、実態としてはありました。

委員　　今もマニュアル作りで、その辺はすんでいます。

委員　　委員が、こんな課題があるのじゃないかと言われた方がいいじゃないですか。

委員　　日頃から情報収集することが重要だと思います。

会長　　災害時要援護者の中に病気に関わる人というような、何かその病気の名前を挙げるのではなくて、そういうものが入って。

委員　　そうですね。

会長　　それは。

事務局　　そのことは全部なのです、災害時要援護者って。

会長　　そうなるのですけど、ただ災害時要援護者というのは、まだ民生委員とそれから人の取組みの中ではお年寄りと、障がいがある人とか。

事務局　　障がいのある者もね、それから高齢者。

会長　　高齢者ですよね、というような括りしかまだ聞いてないので。

事務局　　そうですか。

会長　　それがこれの全部を含めるところにあるかどうかっていう、その辺が傾向って、全部かどうか分からないのですけど、ただそういう言葉の意味じゃなくて、災害時には援護者が要りますよという意味の要援護者という中には、でもすべての人とは書けれないですね。

委員　　だけど、建前はそういうふうなかたちになっているけど、いざとなったらそこに要る人をとにかく助けないといけんと。そんなこといちいちは選別するわけにいかんですね。

会長　　はい。

委員　　登録がないから、じゃ助けにいかない、はい。あんたは登録していないから知らんというような。

事務局　　すべての弱者だと思います。

委員　　それもなかなか難しい、ただ個人のプライバシーの問題もあり、こっちがあまり個人的にこうしなさいとかはいえられないし、いいから放っておいといてくれという人もある。関わって欲しくないと。

委員　　それから町内会に入っているかどうかというのが、１つの大きな課題になってね。

委員　　でも、そうやって断られても、例えば火災などのときは、あれは届けをしておらないといけないので、そのときは、放ってはおけないから、救出なり支援をしないといけません。非常にそのあたりがやりにくいところで、制度は制度でいいのだろうが。

委員　　内閣府の調査では手上げ方式では登録希望者が対象者全体の１割程度に止まっているということですね。事前に人員把握が必要だということです。１割なのです。

委員　　この仕組み自身も結局は、今回の震災等通してでも、どこにどういう知った人が居たのかってこと自身もやはり把握できなかったし、その人がどこに、どこの避難所にいけたのかい

けなかったのかっていうこと自身も分からなかったところから、こういうツールとして作ろうということなのと思うのですけど。日頃のそういうまちづくりです、自治体に求められるのは。

委員　　そうやって考えると、今の推進方針のところに要援護者の実態を把握している、把握する。

委員　　誰が、把握するかだ。

委員　　把握も難しい、かといって個別訪問ができるような権限もない。民生委員は、警察と違って、あなた何をしているのだ。悪いことはないのかというようなこと。それは個人のプライバシーにつながるからね。

委員　　だから日野町の例では、いろいろと研究してきて、今話したことを埋めている最中。

委員　　だから、それに関する裏付けとしては自主防災化計画でその予算についてはやっているはずだ。誰の目から見ても、あの人は支援が必要だと思われるのに登録もしてないしというようなこと。かといって放ってはおけませんからそんな対応を考えていくのはやはり地域の地区防災の力というのか。

委員　　まちづくりの中にそういう項目を入れられることも結構あると思いますね。

委員　　私らのところもまち協でそういう登録をしようと、あまり個別にそこに誰が、１人暮らしがいるとか、そういうことは公表できないけども、何とかして分かるようにして地域やあるいは部落全体でカバーできるよう防災計画を今まちづくり協議会でやっている。

委員　　要援護者のマップ作りです。印をつけて、それに漏れる人があるのです、結局。

委員　　もう割と周辺では、そうやって地域づくりの中でお互いにこう共助というか、自助、共助ありますけど、市街地なんかだとこうマンションかだと、ほんとに自治会に入ってない人も多い、出たり入ったりも多い、あるいはコンコンとノックしても民生委員さんがお訪ねしても返事なしというようなのがあったりして、それでもなんとかしないと。

委員　　第一、入れないです。マンションに。

委員　　マンションにね。

委員　　何だか暗証番号みたいなやつで。

委員　　入れないのですよね。

委員　　オーナーは誰が入っているということも教えないしね。

委員　　なるほどね。

委員　　オーナーが公表できないのです。一体どういう人が住んでいるか分からない。

委員　　建物の管理者とか、オーナーとかには何かあるといいですね。

委員　　不動産業者と民生委員とそれぞれ協定を結んで情報の提供をというのは、今、取組んでいるようですけども。

委員　　何かのときには。

委員　　だから、情報を市役所は、何かそういったことに対する情報を持っているはずなのです。いろんな生活保護を受けないといないとか、いろんなね。情報を持っていても、窓口で蹴られちゃって、そういう情報は開示できませんと、個人情報の関係、民生委員というのは行政の方の仕事をしているわけですから、情報は本来共有していないといけないと思うのだけども、窓口で蹴られたというような例がいっぱいあるのですよ。

委員　　市役所としては、当人の了解が得られてないのに、勝手に他人に渡せないというところがあるのですね。

委員　　出雲市は、全部提供している例があります。

委員　　本来はそうですよ。地方公務員法では特別職です。特別職公務員ですが、常勤じゃないけども、片やそういわれながら、行政の情報が共有できないというのはおかしい。

事務局　　そういう議論もありますが、緊急の策で自治会や２番目です、自主防災会、それで共助の体制、ここです。ここで対応をする。

会長　　市民の災害対応力の向上、共助では、その市民の共助のところの文と、それから市としては災害時要援護者制度を使って、自治体自主防災会と協力して、体制づくりを進めるということですか。

事務局　　そうです。

会長　　２文に分けた方がいいかなと思います。１文にすると意味が、どこまでが市民が頑張るのというところと、市はどこからどこをするのというのが分かりにくい気がします。それと協

力をいただきながらでなく、協力しでいいと思うのですけど。自主防災会と協力し。これ上の、最初の現状と課題のところを、もう少し文章を直す必要がありますね。

委員　　そうですね。

会長　　時間があったら、委員、直していただけますか。

委員　　事務局が直されます。大丈夫です、はい。

委員　　特にお願いしておきたいのは、やはり普段の人権課題が災害時には、特にそこに表れるという書き方を入れてくださいますか。

委員　　昼間の災害と夜の災害と全然違うと思います。うちの町内はとってもじゃないが、夜の災害になると困る。弥生町。誰がいるか分からない。災害は昼ばっかりに起こらない。

会長　　新たに発生する人権問題を一緒にしていいですか。

委員　　やめましょう、それは、どういう対応もできない。

会長　　ここは災害時における人権問題ということで。

委員　　までで切ってしまいましょう、ここは。

委員　　はい。

委員　　出たらまた、方針の改正をすればいい。

委員　　はい。

委員　　難しい。全部網羅しようとするから難しくなる。

委員　　では、17 を作るということね。

会長　　また出きたら、新たに作りますか。

委員　　いいのじゃないかな。

事務局　　項目を立てたらまた切りがない。終わりにみたいなかたちでどうでしょうか。

委員　　そうですね、終わりにの文章に書いた方がいいですね。

会長　　そうですね、はい。それでは、修正のところが数箇所ありますが、一応第４章は最後まで終わったようです。

会長　　また今日、お話をしましたところの、第３章とか、修正が１つ入るところがあるかと思うのですが、今日で終わればいいなと思っていたのですが、もう１回年内にしてしまわないといけないかなと思っています。

委員　　最終文書とかそういうことですね。

会長　　そうですね。１章～３章まで全然見直しをしていませんので、それを含めたところです。
委員　　それとその課題ごと人権問題。

委員　　そうですね、ネーミング、１つずつ。

委員　　ネーミングを。何何の人権問題とか、何何にかかわる人権問題というように必ずつけるように統一したらどうでしょう。

事務局　　資料３の説明をさせてください。今までの議論をまとめたものです。例えば１ページは事務局再提出の空白のところは変更しておりません。それから２ページも変更していません。３ページは、今までの議論の中で、人権問題の現状と課題のところで根本的な差別が制度化というのが分かりにくいということもあって、こういうかたちで直しています。

委員　　１ヶ所直ってなかったところがあります。個人のプライバシーのところ、20 ページは残っていたのでしたか。

事務局　　はい。

委員　　他人のプライバシーを保護することは、のところを、互いのプライバシーを保護することに差し替えて。20 ページの。他人のプライバシーを保護することはではなくて、互いのプライバシーを。擁護することは個人の尊厳を基本とするという。他人のではなくて、自分も、あなたもということ、お互いの。

事務局　　お互いという言葉に直します。

会長　　20 ページ。

事務局　　それで、そういったことでずっと今まで議論されたのをまとめとして、今日のは反映させませんけども。

委員　　はい、これまでの分ですよね。はい。

事務局　　それから、病気のところで、19 ページです。担当が変わったというところで、確認しましたが、確かに変わっておりました。

会長　　はい。

事務局　　ここの方針については中央が担当しますが、引き継ぎをした上で、障がい福祉課が担当します。よろしくお願いします。そこを書いております。

委員　　質問をしたかったのですけど、若年性認知症にかかわる担当課が、障がい福祉課。

事務局　　そうなります。

委員　　それで、方針の件は。

事務局　　方針の内容は今までどおり中央包括がやりますが、これ完成するまで。それ以降は相談とか対応は障がい福祉課です。

委員　　高齢者の認知症と若年の問題は分けて行えるという解釈ですか。

事務局　　確認は若年性の認知症の担当は障がい福祉課ということになります。はい。

委員　　ということですね、その理由は何ですか。

事務局　　対応できるメニューが広いそうです。

委員　　障がい福祉課の方が対応するメニューが広い。障がいに関することも、いわゆる認知症に関することもやっておられる。病気にかかる人の人権のところで、ハンセン病の問題のところで、何か前のところに、私の間違いかもしれないのですけど、ハンセン病は、元患者の人権を奪ってきたという文章を入れるとかということがなかったでしょうか、どうでしたか。

事務局　　議事録を読んだ上で書きましたけど、多分あっていると思うのですけども、違いますか。それも改めて確認していただければと思います。

委員　　それが、書かれても書き直しになっているのかどうなのか。

委員　　ハンセン病も書かないといけん。ハンセン病回復者。

委員　　加わってない状態かな。

事務局　　変わってきませんか。

委員　　変わっていますか。

会長　　チェックを皆さんが。

事務局　　前回の議論では、病理的に捉えて、それで人権問題として捉えた上で。
委員　　修正されたのですよね。

事務局　　それで修正したものです。

委員　　どこに書いてありますか。何行目に入っていますか。

事務局　　上から。２、４、５、７行目から。

委員　　どっちを見たらいいか。こっちが新しいの。

事務局　　今までの議論を右側に反映したつもりで書いておりますけど、またどこか間違えていて、違いがあれば言っていただければと思います。

委員　　入ってない。

会長　　それでは、日程の方はどうでしょう。

事務局　　まだ来ていません。

会長　　まだ来ていませんか、はい。

委員　　委員。

委員　　はい。

委員　　この前ちょっと話したけど、その見出しの件でね。

委員　　はい。

委員　　部落問題とは言ったのだけども、この前言ったかもしれないけども、今、各地区同推協の方にアンケート調査が出されている中では、被差別部落の人々の人権と言っているのだが。それで、どうするのかなと思って、何がいいか考えてと言っているのだけども、まとまったか、分かったでしょうか。

委員　　人に対する権利で言うとその表現でもいいかなと思いますが、ただ、部落問題は人に対する問題だけではなくて、その地域に対する差別ということも、特徴的なことでしょう。そしたら本当にそれだけでいいのかなと、表示の仕方として、というところで、ほんとに思案しているのです。

委員　　ただ、人権政策の基本方針だから。どういう書き振りがいいのか。確かにその部落問題だけではないけど。

委員　　表記の仕方。

委員　　他のその人権問題とは基本的に違うから。

委員　　はい。

委員　　同列にこう表現するというのは難しいと思う。

委員　　そう。というようなところがあって。

委員　　部落問題のままでいきますか。

委員　　それでいきましょうか。

会長　　いいですか。他に何かお聞きなりたいことがありませんか。日程の調整を。

事務局　　はい。

委員　　今日までだと思ったので、また次のときになりましたので次のときに持って来ていただいたらいいのですが、委員からも附帯意見が出ておりますけれど、私も、今日配りました。１つは、各分野においての実態把握ということの必要性が出ていたということと、２つ目はさまざまな差別や人権課題の当事者の参画を欠いてはならないということ。これはいろんな協

議の中で出たことだと思います。それと３つ目は、鳥取の総合計画の施策への反映という、その点もしっかりとしてもらいたいと思います。あと最後は、人権施策基本方針が、出ましたってと言って、それだけで終わりじゃないということで、条例には公聴会などということがあったので、この言葉を使いましたけれど、これらの普及を図っていくという、このことがすごく大事じゃないかなということをぜひ出したいと思って、こう作ってきたものです。委員の方は。附帯の資料の方。

委員　　はい。私の方の権利条約が１つの基準になりはしないかと。今、非常に学校が難しい状況にあります。そして、特にいじめとか、虐待は１つの結果として表れた、際限ないいところなのですけども、子どもたちはどんな学校生活を送っているか。その９年なり 12 年の学校生活の中でいろんな考え方や成長を見つけるわけで、対策としては役に立たないのじゃないかなと思うのですよ。いじめができたからいじめをなくしろとか、そういうことじゃなくて、根本的な子どもと大人の関係というのは、子どもというものをどう見るかという、そういう意味では人権条約の中に書いている、主張している考え方というのは非常に大きな問題ができております。

日本ではなかなか積極的に進めてくれないので、この前のいじめの調査の件数が出ていましたけども、１週間ほど前ですか、県によって何万、２万も出ていますかね、ある県もあれば鳥取のように、これＮＨＫの時論公論という、時の話題を解説委員がやるテレビの番組、そこで、何でこんなに少ないのかという代表に鳥取県が挙げてありました。190 件くらいですか、県教委が取られた件数がです。ところがどっかは１万 5,000 で、何で鳥取県にしたかと言いますと、多いのはむしろコミュニティの仕方、表現がよくないですけども、一生懸命取組んで同じ調査をしても、されたことはあるかないか、いじめられたことあるかないかという調査では子どもたちはもうかなりないとか、見たことがあるかないかではありません。というような調査、それから、記名調査か無記名調査か鳥取はどうですかね、それぞれこんなですかね。

委員　　委員、いじめの問題というより、この付帯意見の説明をお願いします。

委員　　当然、権利条約についての学習も一時やっていましたし、学校も。しかし今、いじめの対策とか、あるいは不登校、不登校問題はその子どもたちを学校に送らないかたちになっていますし、学校は正面から向かっていないなという気がせんでもない。それから、いじめの問題は実は子どもからの提起を受けて、いじめられた子どもは学校に向かっていろいろ要求をするわけです。そういう子どもも少しずつ増えてきております。そういう学校では本当にまさに逃げられない、学校の方も不退転のかたちになっておりますけども、そうでない、これはまだまだなるべくなら上から、この前の教育長が非常に大声援のような、全校長を集めて頑張れとか、そういうのを受けて、どうしても現場の方としてはいじめが発生できないような努力をしております。一方ではこんなにたくさんいますと、こういう矛盾した立場に置かれているので、多分鳥取はその百何十件という結果はですね、なるべく出したくないという

ような。

会長　　すいません。いいですか。

委員　　権利条約の推進を進めるというところでの。

委員　　それで、そういう鳥取の現状を見ると、子どもの権利条約をやはりもう少し徹底的に、小中、あるいはＰＴＡも含めて、親も含めて、地域社会も含めて取り上げて、しっかり勉強するなり学習運動するなりということが、１つのこの切り口になりはしないかと思って、今しないわけじゃない、しているとおっしゃるかもしれませんが、ぜひそれを強化してほしいなということと、今ありました、委員のことを聞いていて、学校の実態、子どもの学校生活のどういう学校生活って意外と分かってこないので、やはり学校教育の子どもたちに直接の調査というのをやっぱりやった方がいいじゃないかと、思いつきみたいですけども、それを付け加えたいと思いまして。はい、以上です。

会長　　もう少し、色を付けませんかというか、何でこれが必要かみたいなところがあって、ぜひ、進めてほしいというような文書にしていただくと、皆が分かりやすいのじゃないかと思うのですが。

委員　　委員からも言われましたけど、書きかけてみたらなんか、多分皆さんが驚かれるような文章になりそうなので、止めました。とんでもないことになりそうなので。これではだいぶんまずいですので、委員の方と差がつきましたから、もう少し、もう少し考えてみますので、気持ちはそういうことで。

委員　　はい。

会長　　はい。ではこの附帯意見につきましても、次回なんとか、協議をさせていただきたいと思います。頑張りましょう。はい、そうしましたら、ちょっと日程の方を。

事務局　　はい。来月 25 か 27、午後いかがでしょうか。年末になりますが、皆さんのご都合はお忙しい。火曜日と木曜日です。

会長　　はい。いつも熱心に協議をしていただいて時間オーバーになるようなことで本当に司会進行がまずくて申し訳ないのですが、年度内あと１回ということで設定させてもらいますので、ぜひ、今度は何とか皆さんのご意見整理をしたいと思いますのでご協力をよろしくお願いします。12 月 26 日(水)の午後です。

委員　　案内のお願いです。てんかん症の子がおりまして、それで一生懸命グループ作って、フレ

ンズという、今度の土曜日ですけど、さざんか会館で午後１時半から講演と話し合いを精神保健センターの原田先生に出ていただくようになっていますし、人数が少なくてさみしい会になりそうな気配ので、お暇でしたら土曜日の午後です、さざんか会館で。

委員　　12 月２日の人権週間フォーラムも、倉吉ですけど、未来中心です。もしよろしければぜひ宣伝をしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。特に、今回は、内容的に 10 代のお子さんがおられる保護者のかたに来ていただきたいと思うのですが、10 代のお子さんがおられる保護者のかたが一番来られないので。

会長　　はい。それでは一応協議会の方をこれで終了します。どうもありがとうございました。